

# 平成30年度福島イノベーション人材育成調査事業委託業務仕様書

## 1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、「平成30年度福島イノベーション人材育成調査委託業務」に関する業務の委託に適用する。
- (2) 本委託業務の処理は、委託契約書に定めるもののほか、すべて仕様書に基づいて行うものとする。本仕様書に明記のない事項であっても、委託業務処理に当然必要と認められる事項については、委託者の指示により、受託者の負担においてこれを処理するものとする。

## 2 業務目的

本業務では、福島イノベーション・コースト構想（以下、「本構想」という。）に寄与する人材を育成するために、水産分野における人材育成の可能性を調査し、その結果をもとにした新たな教育プログラムを開発すること、並びに、これまで福島県教育委員会が開発した教育プログラムを本構想地域内の高等学校へ波及させることを目的とする。

## 3 委託期間

本業務の委託期間は契約締結の日から平成31年1月31日までとする。

## 4 委託業務内容

### (1) 水産分野の人材育成調査

#### ア 水産分野におけるイノベーション人材育成の可能性調査

受託者がいわき海星高等学校、関連自治体、関連企業や研究機関等から、本構想の実現に必要な人材や連携が可能な取組等のヒアリングを行い、同校の特色を活かした、構想の実現に貢献する人材育成の可能性を調査する。

#### イ いわき海星高等学校の特色を活かした新たな教育プログラムの開発

(ア) 平成31年度からの実践に向け、上記4(1)アの調査結果を踏まえた教育プログラムを開発する。

(イ) 上記4(1)イ(ア)を効果的に実践するために必要となる教育環境について調査する。

### (2) 本構想地域内にある高等学校への教育プログラムの展開調査

#### ア 本構想地域の高等学校における人材育成の可能性調査

(ア) 平成29年度に福島県教育委員会が実施した本構想の実現に寄与する人材育成に関する可能性調査の成果（開発した教育プログラム）を別紙の2の対象校へ展開するための方策について調査する。

(イ) 上記4(2)ア(ア)の実施に当たっては、本構想に寄与する人材育成に取り組む次に掲げる各高等学校における課題及びその解決方策並びに取組の成果を踏まえるものとする。

ふたば未来学園高等学校 小高産業技術高等学校 相馬高等学校 原町高等学校  
磐城高等学校 川俣高等学校 平工業高等学校 勿来工業高等学校  
相馬農業高等学校 相馬農業高等学校飯舘校 磐城農業高等学校

### (3) 成果の取りまとめ

#### ア 報告書の作成

上記4(1)及び(2)の結果を調査報告書として作成する。

#### イ 中間報告書の作成

平成31年度に必要な経費を予算に反映させるため、平成30年9月28日(金)までに中間報告書を作成する。

## 5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を甲の指示する日までに提出しなければならない。なお、その他必要な書類については、甲と乙との協議により決定する。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 実施工程表
- (3) 委託業務完了届
- (4) 成果品(詳細については後述)

## 6 成果品

乙は、上記5(4)の成果品として、以下のものを委託者が指定する期日までに提出する。

調査報告書については、内容及び体裁について予め十分な時間をとって委託者と協議しその承認を受けて作成すること。また、電子媒体で提出するものについては、Microsoft Word、Excel、Power Point あるいはPDF形式のうち委託者が指定する形式により作成し、格納媒体はCD-Rとすること。

- (1) 調査報告書(A4判簡易製本)
  - ア 水産分野における人材育成調査 3部
  - イ 本構想地域の高等学校への教育プログラムの展開調査 39部
- (2) 電子成果品(CD-R)
  - ア 水産分野における人材育成調査 1部
  - イ 本構想地域の高等学校への教育プログラムの展開調査 1部

## 7 関係機関との協議

受託者は、受託業務の遂行にあたって必要とする資料の収集に際し、関係機関の協力を得る場合は、あらかじめその旨を委託者に連絡したうえでこれを行わなければならない。

## 8 疑義についての指示

受託者は、受託業務の遂行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく委託者の指示を受けるものとする。

## 9 作業等の打合せ

打合せ協議は、業務着手時、進捗状況報告、納品時の計3回を基本とし、業務進捗状況に合わせて必要に応じて実施する。

## 10 完成検査

委託契約書第10条第2項に定める検査には、主任担当者が立ち会わなければならない。

## 11 その他

- (1) 成果品は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から貸与を受けた資料を紛失、汚損等しないように注意して保管するものとし、委託者の承諾を受けずに公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

## (別紙) ふくしまイノベーション人材育成調査事業対象校一覧

### 1 水産分野の人材育成調査

- (1) いわき海星高等学校 (いわき市小名浜下神白字館の腰153)

### 2 本構想地域内にある高等学校への教育プログラムの展開調査

- (1) 船引高等学校 (田村市船引町船引字石崎15-3)
- (2) 磐城桜が丘高等学校 (いわき市平字桜町5)
- (3) 平商業高等学校 (いわき市平中塩字一水口37-1)
- (4) いわき総合高等学校 (いわき市内郷内町駒谷3-1)
- (5) いわき光洋高等学校 (いわき市中央台高久四丁目1)
- (6) 湯本高等学校 (いわき市常磐上湯長谷町五反田55)
- (7) 小名浜高等学校 (いわき市小名浜下神白字武城23)
- (8) 勿来高等学校 (いわき市勿来町窪田町通2-1)
- (9) 好間高等学校 (いわき市好間町上好間字上川原25)
- (10) 遠野高等学校 (いわき市遠野町上遠野字赤坂10-1)
- (11) 四倉高等学校 (いわき市四倉町字五丁目4)
- (12) 相馬東高等学校 (相馬市北飯渕字阿弥陀堂200)
- (13) 新地高等学校 (相馬郡新地町小川字貝塚西13-1)